

誓 約 書

令和 年 月 日

東大阪市長様

(申込者) 所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

貴市における歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集につき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1.歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集要項「4.応募資格」を満たしていること
- 2.パートナー契約後に前項に定める条件を満たさないことが判明した場合、東大阪市の判断により、一方的に契約を解除する場合があることに同意すること

参考

歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集要項「4.応募資格」

・公共施設のパートナー企業にふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、ネーミングライツ対象歩道橋ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要となります。

・東大阪市歩道橋ネーミングライツ実施要領第4条に反する企業等は除きます。

・市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

東大阪市土木部歩道橋ネーミングライツ実施要領第4条

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売誘引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟しているものを除く。
- (10) (探偵事務所、興信所等の調査会社
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (12) 東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (13) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する
- (14) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている事業者
- (15) 市税を滞納している事業者
- (16) その他、土木部長が不適当と認めるもの

○東大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札の参加者の資格を有する者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
 - (3) 入札の参加者の資格を有する者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - (4) 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○東大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者(法人である場合に限る。)の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わずこれらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者